

丹波市告示第618号

丹波市ディスポーザ排水処理システムの設置及び維持管理に関する要綱を次のように定める。

平成21年7月23日

丹波市長 辻 重五郎

丹波市ディスポーザ排水処理システムの設置及び維持管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅に設置するディスポーザ排水処理システム（以下「ディスポーザ」という。）を丹波市下水道条例（平成16年丹波市条例第210号。以下「下水道条例」という。）第5条第1項及び丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例（平成16年丹波市条例第212号。以下「コミプラ農集排条例」という。）第6条第1項に規定する排水設備等（以下「排水設備等」という。）として承認するために必要な事項を定め、ディスポーザの適切な維持管理による使用の徹底を図り、もって下水道施設の機能及び構造を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ディスポーザ 生ゴミを粉碎し、これを排水処理部で生物的又は機械的に処理し、その排水を下水道へ排除する機器の総体をいう。
- (2) 資材製造会社 ディスポーザについて大臣認定を受け、又は基準に適合する評価を受けた者をいう。
- (3) 申請者 下水道条例第5条及びコミプラ農集排条例第6条に基づき、ディスポーザに係る計画の確認を受けなければならない者をいう。
- (4) 使用者 ディスポーザを使用し、その適切な維持管理の責務を負う者で、次に掲げるものをいう。
 - ア 独立建築物の所有者又はその占有者
 - イ 賃貸による集合建築物の所有者又はその占有者
 - ウ 分譲による集合建築物の所有者、占有者等の代表者
- (5) 維持管理業者 ディスポーザの維持管理を行う業者で、資材製造会社が指定したものをいう。
- (6) 販売店 ディスポーザを販売する者をいう。

(設置の基準)

第3条 設置するディスポーザは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条に基づく配管

設備として旧建設大臣の認定（以下「大臣認定」という。）を受けたもの。
(2) ディスポーザの評価機関より、社団法人日本下水道協会が作成した下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（以下「性能基準」という。）に適合する評価を受けたもの。

（事前協議）

第4条 申請者は、ディスポーザの設置に当たり、あらかじめ市長に協議を行うものとする。

（計画の申請）

第5条 丹波市下水道条例施行規則（平成16年丹波市規則第161号）第3条第1項第6号及び丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例施行規則（平成16年丹波市規則第163号）第4条第1項第6号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 国土交通大臣認定書の写し又は性能基準に適合するとの評価を受けたことを証する書類の写し。
 - (2) ディスポーザの構造及び性能を示す仕様書の写し
 - (3) ディスポーザ維持管理計画書
 - (4) 確約書。ただし、譲渡又は賃貸を予定している場合は、維持管理業務委託等に関する確約書
 - (5) 維持管理業務委託契約書の写し
 - (6) その他市長が特に必要と認める書類
- （維持管理に関する指導）

第6条 使用者及び維持管理者は、ディスポーザの維持管理に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ディスポーザについて適切な使用及び維持管理を行うこと。
- (2) ディスポーザについて維持管理者と維持管理に係る契約を締結すること。
- (3) 前号の契約に基づき、維持管理者が実施する保守点検に関する記録その他維持管理に関する資料を3年間保存すること。
- (4) ディスポーザから排出する汚水の次に掲げる水質検査を年1回以上行い、その結果を1月以内に市長に報告すること。
 - ア 生物化学的酸素要求量
 - イ 浮遊物質
 - ウ ノルマルヘキササン抽出物質含有量
- (5) ディスポーザにより発生する汚泥等廃棄物の収集運搬及び処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき、適正に処理すること。
- (6) その他市長が行う維持管理に関する指導に従うこと。

2 市長は、当該ディスポーザの維持管理が適切に行われていることを確認するため、必要があると認める場合は、使用者に対し維持管理に関する資料の提出を求めることができる。

3 市長は、当該ディスポーザの適切な維持管理を確保するため、必要があると認める場合は、立入検査等の措置を講じることができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、使用者に対し、ディスポーザの使用

及び維持管理に関し、必要な指導を行うことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ディスプレイの設置及び維持管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

ディスポーザ排水処理システム維持管理計画書

設置場所		丹波市	
使用者		住所又は所在地	
		氏名又は名称	
建物の種類		一般住宅・集合住宅・事務所等 ()	
製造メーカー及び品名		製造メーカー	
		品 名	
維持管理	委託業者	住所又は所在地	
		氏名又は名称	
	点検、清掃、 ス質測定等 の項目及び その実施頻 度		
汚泥管理	委託業者	住所又は所在地	
		氏名又は名称	
	抜き取り頻 度及び処分 先等		
備 考			

様式第2号（第5条関係）

確 約 書

ディスポーザ排水処理システムの設置場所 _____

上記に設置するディスポーザ排水処理システムについて、下記の事項を遵守することを確約します。

記

- 1 本排水処理システムの仕様にに基づき適切に使用すること。
- 2 本排水処理システムの所定の性能を保持するよう維持管理に努めること。
- 3 本排水処理システムを有する建築物の所有権移転又は賃貸を行うときは、新たな所有者又は賃借人に本排水処理システムの適切な維持管理を行う義務を継承させ、関係法令等の遵守が求められていることを説明し、その理解を得ること。

平成 年 月 日

丹波市長 様

使用者

住所又は所在地

氏名又は名称

印

様式第3号（第5条関係）

維持管理業務委託等に関する確約書

ディスポーザ排水処理システムの設置場所 _____

上記に設置するディスポーザ排水処理システムについて、下記の事項を遵守することを確約します。

記

- 1 本排水処理システムの使用者が決定したときは、速やかに維持管理業務委託契約を締結し、当該契約書の写し及び様式第2号の確約書を提出すること、又はこれらの行為を使用者に行わせること。
- 2 前項の書類を提出するまでの間は、本排水処理システムを使用しないこと。

平成 年 月 日

丹波市長 様

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称

印